

要介護認定について

第1号被保険者（65歳以上の方）

介護や支援が必要と認定された場合に、介護保険サービスが受けられます。

第2号被保険者（40歳以上64歳の医療保険加入の方）

16種類の特定疾病※が原因で介護や支援が必要になったときに、介護保険サービスが受けられます。

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすれば、どの程度の介護が必要か判定を行うのが要介護認定です。（障害の程度や病気の重さを認定するものではありません。）

要介護認定の基準は全国一律です。介護認定は客観的で公平な判定を行うため、コンピューターによる1次判定と、保健医療福祉の専門家が行う2次判定の2段階で行います。

要介護認定は、大きく「要支援」と「要介護」の2種類に分かれます。

要支援とは、現在は介護の必要がないものの、将来要介護状態になる恐れがあり、6か月以上継続して家事や日常生活に支援が必要な状態をいいます。この状態は2段階に分けられます。

要介護とは、原則として6か月以上継続して入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常時介護を要すると見込まれる状態のことをいいます。この状態は5段階に分けられます。

また、認定の結果、非該当（自立）になった場合でも、川崎市が実施する「介護予防事業」が利用できるほか、事業対象者の判定により「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できる場合があります（20・21ページ参照）。

詳しくは、お近くの区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口にお問い合わせください。

※特定疾病

- | | |
|---|--|
| ①がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） | ⑨ ^{せきちゅうかんきょうさくしょう} 脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症（ウェルナー症候群） |
| ③ ^{せきさく} 筋萎縮性側索硬化症（ALS） | ⑪多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症） |
| ④ ^{こうじゅうじんたいどうかしょう} 後縦靱帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬脳血管疾患（脳梗塞、脳出血など） |
| ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症など） | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など） |
| ⑧ ^{せきずい} 脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

更新について

認定には有効期間があります。有効期間満了の60日前から更新手続きができます。有効期間が切れていると介護保険給付は受けられませんので、被保険者証をご確認ください。

区分変更について

認定有効期間内であっても、心身の状態が変化した場合は認定の区分変更申請をすることができます。

引越しのときには（要介護・要支援認定を受けている方が川崎市外へ転出するとき）

介護保険担当窓口で受給資格証明書（認定を受けていたことを証明する書類）の交付手続きが必要です。受給資格証明書は転居先の市役所・役場に提出してください。

サービスの利用上限

介護保険のサービスには、利用できる額や回数に上限があります。

(1) 介護保険サービスの支給限度額

要介護度に応じて、1か月あたりの支給限度額が単位数で決められています。

サービスによって1単位の単価が10円～11.12円の範囲内で設定されています。

※要介護度ごとに設定されている支給限度額を超えて介護サービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

要介護度		利用できるサービス	1か月あたりの支給限度額
事業対象者		①介護予防・生活支援サービス	5,032単位（約6万円）
要支援	要支援1	①介護予防・生活支援サービス	5,032単位（約6万円）
	要支援2	②介護予防サービス ③地域密着型介護予防サービス	10,531単位（約12万円）
要介護	要介護1	④在宅サービス	16,765単位（約18万円）
	要介護2		19,705単位（約21万円）
	要介護3	⑤地域密着型サービス	27,048単位（約29万円）
	要介護4	⑥施設サービス	30,938単位（約33万円）
	要介護5		36,217単位（約39万円）

(2) 独自の支給限度額を適用する介護保険サービス

(1) の支給限度額は適用されず、それぞれ独自の支給限度額を適用します。

サービスの種類	支給限度
居宅療養管理指導 (介護予防含む)	医師・薬剤師等の資格ごとに1か月の利用上限回数が定められています。
特定施設入居者生活介護 (介護予防含む)	
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
特定福祉用具販売 (介護予防含む)	要介護度に関わりなく毎年度（4月～翌年3月）ごとに10万円が限度額となります。
住宅改修費の支給 (介護予防含む)	要介護度に関わりなく20万円が限度額になります。要介護状態が3段階以上高くなった場合や転居した場合は、再度20万円まで利用できます。

※特定福祉用具販売と住宅改修費の支給については、購入費または改修費に対しての現金給付となります。

サービス利用に係る費用の負担

介護保険サービスを利用した場合、利用者は費用の1割から3割を自己負担します。

<自己負担>	<保険給付>
・介護費用の1割から3割 ・その他の負担 ※	介護費用の9割から7割

※費用の1割から3割負担のほかに、別途実費負担が必要なものがあります。具体的な金額は各事業者と利用者の契約で設定されます。

サービスの種類と標準的料金表

介護費用の1割負担の利用料が記載されているサービスは、負担割合が2割、3割の場合、各負担割合に合致する自己負担額になります。

(1)在宅サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）					
提供時間 サービス区分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	以後30分 ごとに
身体介護中心	182円	272円	431円	631円	92円
提供時間 サービス区分	20分以上45分未満			45分以上	
生活援助中心	199円			245円（※）	
通院のための 乗車降車介助中心	1回 108円				

※生活援助中心で45分以上サービスを利用した場合の利用者負担は245円で固定となります。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	1,408円
--------------------	--------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間 サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護ステーション	350円	524円	916円	1,255円
病院・診療所	296円	444円	639円	939円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	336円
---------------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	515円
歯科医師	2回	517円
薬剤師	原則2回（医療機関）	566円
	原則4回（薬局）	518円
管理栄養士	2回	545円
歯科衛生士等	4回	362円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

●利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	718円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	848円		
要介護3	981円		
要介護4	1,116円		
要介護5	1,252円		

※入浴をした場合には1回当たり43円から59円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

●利用時間：7時間以上8時間未満の場合の1回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	829円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	983円		
要介護3	1,138円		
要介護4	1,322円		
要介護5	1,501円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	656円
要介護2	732円
要介護3	811円
要介護4	887円
要介護5	962円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

ユニット型短期入所生活介護（ショートステイ）

個室スペースと少人数で集まれる共同生活スペースにより、一体的に構成される場所で日常生活を営みます。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設でユニット型個室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	766円
要介護2	840円
要介護3	922円
要介護4	999円
要介護5	1,074円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

療養病床から転換した介護老人保健施設については、1割負担が若干異なる場合があります。

要介護状態区分	1割負担
要介護1	890円
要介護2	944円
要介護3	1,012円
要介護4	1,069円
要介護5	1,128円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	17,431円
要介護2	19,586円
要介護3	21,837円
要介護4	23,927円
要介護5	26,146円

+

実費負担
食費・家賃・管理費・ おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に短期間入居して日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	581円
要介護2	653円
要介護3	728円
要介護4	798円
要介護5	872円

+

実費負担
食費・滞在費・ おむつ代・日用品費等

※事業所によっては、短期利用特定施設入居者生活介護を実施していない場合があります。詳しくは各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑪ 福祉用具の貸与

福祉用具貸与対象種目	費 用
・手すり（取付けに工事を要しないもの。） ・※スロープ（取付けに工事を要しないもの。） ・※歩行器 ・※歩行補助つえ ☆車いす ☆特殊寝台 ☆床ずれ防止用具 ☆認知症老人徘徊感知機器 ★自動排泄処理装置	現に福祉用具の貸与に要した費用（消費税含む）の1割から3割。
☆車いす付属品 ☆特殊寝台付属品 ☆体位変換器 ☆移動用リフト （つり具の部分を除く。）	

☆原則として要支援1、要支援2、要介護1と認定された方は、給付対象外です。

★原則として要介護4、要介護5と認定された方が給付対象です。

ただし、身体状況によっては例外的に給付対象となることもあります。

※スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、次項「特定福祉用具購入費の支給」の対象にもなるため、利用期間に応じて費用負担が抑えられる方法を選択できます。

⑫ 特定福祉用具購入費の支給

特定福祉用具販売対象種目	費 用
・腰掛け便座 ・特殊尿器 ・排せつ予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分 ・スロープ（取り付け工事を要しないもの） ・歩行器 ・歩行補助杖	現に福祉用具の購入に要した費用（消費税含む）の1割から3割。

【支給限度額】毎年度（4月～翌年3月）10万円（消費税含む）

- ※1 原則として、同一年度内に同一種目の福祉用具の購入は給付の対象となりません。
- ※2 原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の負担で福祉用具を購入することができます（購入前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
- ※3 介護保険給付の対象となるのは、都道府県等から指定を受けた事業者から福祉用具を購入した場合のみとなります。
- ※4 スロープ、歩行器、歩行補助つえは、前項「福祉用具の貸与」の対象にもなるため、利用期間に応じて費用負担を抑えられる方法を選択できます。

⑬ 住宅改修費の支給

住宅改修の種目	費 用
・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	現に住宅改修に要した費用（消費税含む）の1割から3割。

【支給限度額】1人 現住居（被保険者証記載住所地）につき20万円（消費税含む）

- ※1 要介護状態が3段階以上高くなった場合及び転居した場合は、再度20万円まで利用できます。
- ※2 原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の負担で住宅改修を行うことができます（改修前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
- ※3 住宅改修費の支給を受けるためには改修前の事前申請が必要です（改修前に各区役所・各地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口でご相談ください）。
- ※4 バリアフリー改修を行った場合は、固定資産税の減額制度があります（78ページを参照ください）。

(2) 居宅介護支援【居宅サービス計画（ケアプラン）作成費等】

サービスを利用する際に、介護支援専門員がケアプランの作成及び各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要介護状態区分	保険給付額	費 用
要介護1・2	12,076円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。
要介護3・4・5	15,690円	

(3)施設サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

● 1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	18,943円	21,548円
要介護2	21,194円	23,799円
要介護3	23,542円	26,211円
要介護4	25,793円	28,494円
要介護5	28,012円	30,713円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護老人保健施設

急性期の治療が終わり病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた方に対して、看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練、その他必要な医療を行います。

● 1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	25,503円	25,793円
要介護2	27,111円	27,272円
要介護3	29,202円	29,362円
要介護4	30,906円	31,131円
要介護5	32,546円	32,739円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※療養病床から転換した施設については、1割負担が若干異なる場合があります。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護医療院

長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他必要な医療が受けられます。看取り介護やターミナルケアにも対応します。

● 1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担			
	多床室	I 型	多床室	II 型
要介護1	26,790円		25,278円	
要介護2	30,327円		28,398円	
要介護3	38,014円		35,119円	
要介護4	41,262円		37,981円	
要介護5	44,220円		40,554円	

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(4) 地域密着型サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、⑦⑧については原則として利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行います。

● 1か月の利用料

要介護状態区分	介護・看護利用型	介護利用型
要介護1	8,836円	6,056円
要介護2	13,804円	10,809円
要介護3	21,071円	17,948円
要介護4	25,974円	22,704円
要介護5	31,468円	27,458円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 夜間対応型訪問介護

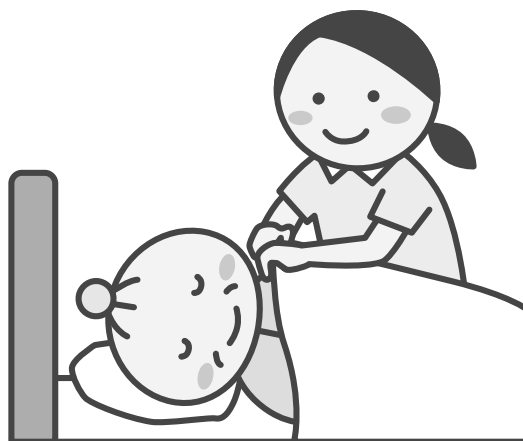
夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護を行います。

● オペレーションセンターを設置している事業所の場合の利用料

サービス区分	1割負担
基本料金	1か月につき1,100円
定期巡回	1回につき414円
通報による随時訪問	1回につき631円

● オペレーションセンターを設置していない事業所の場合は1か月につき定額で3,005円の利用料です。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。



③ 地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

●利用時間：8 時間以上 9 時間未満の場合の 1 回あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	840円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	992円		
要介護3	1,150円		
要介護4	1,308円		
要介護5	1,464円		

※入浴をした場合には 1 回当たり 43 円から 59 円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。
※掲載している金額は負担割合が 1 割の方の場合です。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

●利用時間：8 時間以上 9 時間未満の場合の 1 回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	1,117円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	1,237円		
要介護3	1,358円		
要介護4	1,482円		
要介護5	1,602円		

※掲載している金額は負担割合が 1 割の方の場合です。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

●1 か月の利用料

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	11,379円	+	食費・宿泊費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	16,723円		
要介護3	24,327円		
要介護4	26,849円		
要介護5	29,604円		

※小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が 1 割の方の場合です。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

●1 か月の利用料

要介護状態区分	1割負担		実費負担
要介護1	13,543円	+	食費・宿泊費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	18,948円		
要介護3	26,636円		
要介護4	30,210円		
要介護5	34,172円		

※看護小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が 1 割の方の場合です。

⑦ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴・食事等の介護や機能訓練等を行います。

● 1 か月（30 日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	24,603円
要介護2	25,761円
要介護3	26,500円
要介護4	27,047円
要介護5	27,626円

+

実費負担
食材料費・家賃・共益費等・ 理美容代・おむつ代・ 日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用共同生活介護

グループホームに短期間入所して、入浴・食事等の介護や、機能訓練等を行います。

● 1 日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	850円
要介護2	889円
要介護3	916円
要介護4	933円
要介護5	951円

+

実費負担
食材料費・滞在費・ おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

● 1 か月（30 日）あたりの利用料（ユニット型個室の場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	21,934円
要介護2	24,217円
要介護3	26,629円
要介護4	28,977円
要介護5	31,228円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・ 日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費 に含まれていますので、保険 外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(5)介護予防サービス（要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	952円
--------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間 サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護ステーション	337円	502円	883円	1,212円
病院・診療所	285円	425円	615円	906円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	325円
---------------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	515円
歯科医師	2回	517円
薬剤師	原則2回（医療機関）	566円
	原則4回（薬局）	518円
管理栄養士	2回	545円
歯科衛生士等	4回	362円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

要支援状態区分	1か月の利用料	+	実費負担
要支援1	2,468円		食費・おむつ代・日用品費等
要支援2	4,600円		

※利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は原則1か所のみです。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担
要支援1	491円
要支援2	611円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担
要支援1	658円
要支援2	830円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担
要支援1	5,886円
要支援2	10,066円

+

実費負担
食費・家賃・管理費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑨ 介護予防福祉用具の貸与

27 ページの福祉用具の貸与と同様です。

⑩ 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

28 ページの特定福祉用具購入費の支給と同様です。

⑪ 介護予防住宅改修費の支給

28 ページの住宅改修費の支給と同様です。

(6) 介護予防支援【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要支援状態区分	保険給付額	費用
要支援1・2	4,915円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。

※指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて行う場合5,248円。

(7)地域密着型介護予防サービス（要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、③については原則として、利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

●利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要支援状態区分	1割負担		実費負担
要支援1	967円	+	食費・おむつ代・日用品費等
要支援2	1,079円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせた介護予防サービスを行います。

●1か月の利用料

要支援状態区分	1割負担		実費負担
要支援1	3,754円	+	食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等
要支援2	7,586円		

※介護予防小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事等の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担		実費負担
要支援2	24,474円	+	食材料費・家賃・共益費等・理美容代・おむつ代・日用品費等

※要支援2の方のみ利用できます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。